

長井市分別収集計画

第11期

令和7年8月
山形県長井市市民課

目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本市においては、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集・再生資源としての利用を推進し、既存の廃棄物処理施設、最終処分場等への負担軽減による長期的な利用を続けることが今後の課題となっています。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を目指します。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示します。

- (1) ごみの発生及び排出の抑制を推進し、排出されたごみは、可能な限り再利用・再資源化し、循環型社会の形成を図ります。
- (2) 市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たしながら、一体となって、環境への負荷に配慮した処理システムと施設整備を行い、近隣の市町と連携を密にして、快適な社会の実現を目指します。
- (3) 廃棄物減量等推進員や衛生組合、関係団体との連携、協力のもと、計画の実現に取り組みます。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うものとします。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	449 t	443 t	436 t	430 t	423 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら以下の方策を実施します。

(1) 環境教育・啓発及び関係機関・団体等との連携

① 情報提供・啓発の充実

ごみの排出量及び資源化の現況、ごみ出しのカレンダーや出し方の情報を市広報やホームページ、SNS、説明会（出前講座）を介して提供します。

また、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握し、分別収集の実施方策を検討します。

② 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会において、ごみ排出の実態、分別排出や再生利用の意義及び効果、温室効果ガス削減等による環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方などの環境教育の浸透を図ります。

③ 分別排出の徹底及びごみ収集所の美観確保

廃棄物減量等推進員や廃棄物減量等推進補助員と協力し、分別排出の徹底、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び収集所の適正利用、美観確保に努め、維持管理に努めます。

④ 事業者による自主的資源回収への参加

販売店などが実施する牛乳パック、トレイ回収などに対し、その取組みに協力します。

⑤ 使い捨て資材、使い捨て容器の使用抑制

生産・流通・販売の全段階において、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取り組みを進め、再利用・再生利用に努めます。

(2) ごみ（容器包装廃棄物）の発生抑制

① 使い捨て容器の使用抑制

使い捨て容器の使用の自粛を推進し、商品の購入にあたっては詰め替えできる容器などの購入を促進します。また、一升びん・ビールびんなどリターナブルびんの商品を積極的に使用していくとともに販売店への持参を促進します。

② 簡易包装の推進

スーパーマーケット等の小売店において、簡易な包装商品の積極的な購入を促進します。また、生産・流通・販売の全段階において、過剰包装の見直しなどによりごみの排出抑制を促進します。

③ 買い物袋の持参の推進

買い物袋（マイバック）の持参の普及啓発を図ります。

（３）リサイクルの推進

① 資源分別収集

市が行っている資源分別収集により資源化を推進します。事業者の排出時においても分別基準に従って資源化を促進します。

② 有価物集団回収の促進

子供会などの地域団体が実施する古紙・金属類、びん類の有価物集団回収に対して、再生資源業界と連携を図りながら、奨励金などの支援を行います。

③ 再生品等の利用促進

エコマーク、グリーンマークなど再生品などの購入利用を促進するため、その取組みについてPRを図ります。

④ リサイクル協力店への加盟

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録するなどのリサイクル協力店への加盟を促進し、その容器包装廃棄物等のリサイクル活動を支援します。

また、持ち込み容器による量り売りや容器包装廃棄物回収ボックスの設置などにより、その容器包装廃棄物等の減量化と消費者への啓発運動に対し支援協力します。

７．分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のように定めます。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器包装	42.0	41.4	40.8	40.2	39.6
主としてアルミニウム製の容器	10.5	10.3	10.2	10.0	9.9
無色のガラス製容器	59.8	59.0	58.1	57.2	56.4
引渡 量	—	—	—	—	—
独自処 理 量	59.8	59.0	58.1	57.2	56.4
茶色のガラス製容器	77.6	76.5	75.4	74.2	73.1
引渡 量	—	—	—	—	—
独自処 理 量	77.6	76.5	75.4	74.2	73.1
その他の色ガラス製容器	24.3	23.9	23.6	23.2	22.8
引渡 量	—	—	—	—	—
独自処 理 量	24.3	3.9	23.6	23.2	22.8
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5.1	5.1	5.0	4.9	4.8
主として段ボール製の容器	51.5	50.7	50.0	49.2	48.5

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		51.5	50.7	50.0	49.2	48.5
	引渡 量	—	—	—	—	—
	独自処 理 量	51.5	50.7	50.0	49.2	48.5
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも		36.3	35.8	35.3	34.7	34.2
	引渡 量	36.3	35.8	35.3	34.7	34.2
	独自処 理 量	—	—	—	—	—
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち 白色ト レイ)		90.8	89.5	88.1	86.8	85.5
	引渡 量	90.8	89.5	88.1	86.8	85.5
	独自処 理 量	—	—	—	—	—
	引渡 量	—	—	—	—	—
	独自処 理 量	—	—	—	—	—

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※ 人口変動率については、令和5～7年（4月1日現在）の人口変動を参考

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
23,539人 (対前年度比)	23,160人 (対前年度比)	22,780人 (対前年度比)	22,401人 (対前年度比)	22,022人 (対前年度比)
98.4%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用し、必要に応じて拡充して行います。
 なお、従来から実施している子供会等による集団回収、店頭回収で取り組まれている容器包装廃棄物についても一層の普及拡大を図ります。

【 分別収集の実施主体 】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収 集・運 搬	選別・保管
缶	スチール	缶類 (油缶、オイル缶、ペンキ缶を除く)	①市委託業者によるステーション回収 ②子供会・自治会による集団回収	市委託施設 再生資源業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん類 (油瓶、ドレッシング瓶、割れた瓶、欠けた瓶、ガラス類、耐熱ガラスを除く)	①市委託業者によるステーション回収 ②店頭回収 ③子供会・自治会による集団回収	市委託施設 小売店 小売店
	茶色ガラス			
	その他色ガラス			
紙	紙パック	紙パック (アルミコーティングされているものを除く)	①市委託業者によるステーション回収 ②子供会・自治会による集団回収 ②店頭回収	市委託施設 再生資源業者 小売店
	段ボール	段ボール	①市委託業者によるステーション回収 ②子供会・自治会による集団回収	市委託施設 再生資源業者
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	①市委託業者によるステーション回収 ②子供会・自治会による集団回収	市委託施設 再生資源業者
	プラ	ペットボトル	①市委託業者によるステーション回収	置賜広域行政事務組合

スチック	その他のプラスチック	その他のプラスチック製容器包装	①市委託業者によるステーション回収	リサイクルプラザ
------	------------	-----------------	-------------------	----------

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市委託収集による容器包装廃棄物（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装物を除く）は、民間の中間処理施設を活用し、選別・圧縮・保管等を行います。また、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の中間処理は置賜広域行政事務組合のリサイクルプラザを活用するため、適切な維持管理を図ります。

【分別収集に係る施設】

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール アルミ	缶 類	無色透明な袋	平ボディ車 パッカー車	選別 圧縮・保管 民間処理 施設委託
白色ガラス 茶色ガラス その他の色ガラス	び ん 類	プラスチックコンテナ	平ボディ車	選別 民間処理 施設委託
紙 パ ッ ク	紙 パ ッ ク	紙ひもで束ねる	平ボディ車	選別 梱包 民間処理 施設委託
段 ボ ー ル	段 ボ ー ル	紙ひもで束ねる	平ボディ車	
その他紙製 容器包装	その他紙製 容器包装	紙ひもで束ねる	平ボディ車	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋 （低密度ポリエチレン製無色透明袋）	パッカー車	選別 圧縮 梱包
その他の プラスチック 製容器包装	その他の プラスチック 製容器包装	指定袋 （低密度ポリエチレン製無色透明袋）	パッカー車	（置賜広域行政事務組合リサイクルプラザ）

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集を円滑かつ効率的に行なうため、下記の取り組みを推進します。

- (1) 各地区衛生組合の協力を得ながら、廃棄物の分別徹底を推進し、廃棄物の減量化を図ります。
- (2) 市民・事業者・行政がそれぞれに役割を分担し、相互に協力、連携を図り、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めます。
- (3) 各地区の廃棄物減量等推進員並びに収集所ごとの補助員と相互に連携を図り、協力を得ながら、容器包装廃棄物の排出抑制、分別の促進、リサイクル意識の向上を図ります。
- (4) 子供会等の地域団体による集団回収を促進するため、奨励金交付を継続します。
- (5) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行います。